

## 岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱運用指針

令和3年10月1日

- 第1 この運用指針は、岡崎市高度先端産業立地奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2 要綱第3条第2号の工場は、物流施設や倉庫、事務所等製造や開発機能を有さない機能が過半を占める施設は該当しないものとする。
- 第3 要綱第3条第3号の研究所は、製品の研究開発や試作品開発を行い、製品の量産や収益を直接の目的とした生産を主に行わない施設を言う。なお、物流施設や倉庫、事務所等製造や開発機能を有さない機能が過半を占める施設は該当しないものとする。
- 2 当該建物を工場と取り扱うか研究所と取り扱うかについては、原則として、工場部門と研究所部門の面積、設備投資額、従業員数等を総合的に考慮して、工場部門の比率が大きい場合には工場、研究部門が大きい場合には研究所として取り扱うものとする。
- 第4 要綱第3条第6号及び第7号の規定の運用にあたっては、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する支配関係にあり、工場等及び機械設備を設置する事業者と認定事業を実施する事業者が同一でない場合においては連名により申請することができ、要綱第4条の要件を満たす事業者は認定事業者とする。
- 第5 要綱第3条第10号の固定資産取得費用には、事務用品など製造や開発に直接寄与しない償却資産の取得に係る費用は含まれない。
- 2 工場等を建設する場合の償却資産については、第8条の事業認定の申請後に発注したものを固定資産取得費用とする。ただし、償却資産の取得までに時間を要し、認定申請後の発注では操業開始時期に影響があるなど正当な理由があるものについてはこの限りでない。
- 3 前項の「正当な理由」の承認にあたっては、事業認定申請に際して理由書の提出を求めるものとする。
- 4 要綱第3条第10号イの「償却資産」については、原則として最初に生産、研究又は開発の用に供された機械又は装置の稼働日から1年以上経過して発注したものは含まない。

第6 要綱第3条第11号の「解雇の予告を必要とする者」は、雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であることを要件とする。ただし、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含まない。

第7 要綱第6条第1号イの「新たに雇用する常用雇用者」には、生産性向上計画により省人化される人数が見込まれる場合、3人を上限に算入できるものとする。

2 生産性向上計画は、IoT、ロボット等先端設備導入により、労働生産性向上を図るための計画であり、3年から5年の計画期間において労働生産性向上率が年平均3%以上であることを要件とする。

3 労働生産性は、以下の式により算定するものとする。

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働者数又は労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間}}$$

4 労働生産性向上率は、以下の式により算定するものとする。

$$\frac{\text{計画最終事業年度の労働生産性} - \text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}}{\text{認定申請の直近の事業年度の労働生産性}}$$

5 省人化される人数は、以下の式により算定するものとする。

$$\text{当該工場等の常用雇用者数} \div \left( 1 - \frac{\text{労働生産性向上率}}{\text{計画期間}} \right) - \text{当該工場等の常用雇用者数}$$

第8 要綱第8条第1項の規定に基づく立地企業からの事業認定申請書は、要綱及び岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱に基づく認定を受けた認定事業がある場合には、当該事業にかかる市からの奨励金の交付（要綱第19条第3項及び岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱第18条第3項の規定により市奨励金を分割して交付する場合は、全ての分割交付）が完了していなければ受理できないものとする。

第9 要綱第8条第1項の工事に着手する日とは、原則として、くい打ち、鍬入れや地盤改良、起工式などの工場等の建設に係る意思を対外的に示した行為に実際に着手した日を言う。

2 事業の用に供する機械及び装置を一新する場合にあっては、当該機械及び装置に係る最初の発注の日を言う。

第10 要綱第8条の規定に基づく事業認定申請にあたり、要綱第3条第7号イの「自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）」とは、建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機

械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合とする。

第 11 要綱第 11 条の規定に基づき事業認定変更届出書の提出を要する事項の例は次のとおりとする。

(例示)

- ・ 事業により主に製造又は研究する製品の内容等に係る基本的事項の変更
- ・ 認定事業者の名称、代表者職氏名、所在地の変更
- ・ 工場等の立地場所の変更
- ・ 固定資産取得費用の 20%を超える減少又は 1 億円を超える減少
- ・ 操業開始時期の 6 ヶ月を超える変更（ただし、奨励金の交付年度に影響する変更は程度に関わらず提出）
- ・ 災害その他やむを得ない理由による操業開始時期の変更（要綱第 12 条第 1 項に規定する工場等の操業開始の期日を超えるおそれがある場合）

第 12 要綱第 12 条第 1 項に規定する工場等の操業開始が、災害その他やむを得ない理由により遅延するものと認められる場合、当該理由による遅延期間については、要綱第 8 条の規定による事業認定申請書を提出した日から 3 年以内の期間に含まないものとして取り扱うことができる。

2 前項の取扱いの承認にあたっては、要綱第 11 条の規定に基づく事業認定変更届出書の提出に際して前項の理由を重点的に記載させるものとする。

第 13 要綱第 17 条の規定に基づく奨励金の交付決定については、要綱第 8 条に規定する事業認定申請書に記載された固定資産取得費用（要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき固定資産取得費用の変更について事業認定変更届出書を提出した場合にあっては、その変更後のもの。）に要綱第 7 条第 1 項に規定する補助率を乗じた額を超えないものとする。

第 14 要綱第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定の運用にあたっては、原則として、操業等を廃止又は休止した場合には、県補助金の交付の決定の全部を取り消すものとするが、要綱第 24 条第 1 項第 4 号の事由が以下の場合については取消しを行わないものとすることができる。

- (1) 自己の責によらない自然災害や事故等で操業等が不可能になった場合
- (2) 定期点検等により操業を一時的に中止する場合
- (3) 急激な経済情勢の変化により、奨励金交付決定が取り消された場合に倒産等の恐れがあると認められる場合

2 部分的に操業等を廃止又は休止した場合には、奨励金の交付の決定の一部を

取り消すものとし、取り消しにあたっては、操業等を廃止・休止した固定資産への補助額、面積等を勘案して決定する。

第 15 要綱は 3 年ごとを基本に、定期的に見直すものとする。

附則

1 この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規定は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。